

調 達 公 告

制限付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本入札への参加を希望する者は、以下に定める事項のほか、平成24年鳥取県告示第223号（測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について（最終改正：平成27年4月1日施行）。以下「一般的事項等告示」という。）に定める事項を承知の上、応募すること。

平成28年3月11日

公益財団法人鳥取県建設技術センター
代表理事 山 田 和 成



発 注 業 務	業 務 名		帽子取事業所(国有林協議・林地開発協議資料作成)業務委託			
	業 務 場 所		東伯郡琴浦町八橋			
	業 務 内 容		【測量業務】 ・用地測量 一式 【設計業務】 ・林地開発協議書作成(既存修正) 一式 【用地調査業務】 ・立竹林調査 一式			
	履 行 期 間		平成28年12月15日限り			
	発 注 業 種		土木関係建設コンサルタント業務			
	業 種		測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務			
	予 定 価 格		5,637,600円(消費税及び地方消費税の額 8%を含む。)			
	発 注 機 関		公益財団法人鳥取県建設技術センター			
入 札 参 加 者 の 条 件	会 社 要 件	単独・共同企業体の別	単独			
		本 店 所 在 地	本店の所在地が県内にあること又は鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号)別表第5測量等業務の項の右欄に定める条件を具備していること。(県内向け公募型入札)			
		入 札 参 加 資 格	土木関係建設コンサルタント業務			
		建設コンサルタント登録	部門は特定しない			
		常 勤 全 技 術 者 数	10名以上			
		資 格 技 術 者 数	鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱(平成19年8月1日付第200700065699号鳥取県県土整備部長通知。以下「実施要領」という。)別表第4に規定する、発注業種に係るA級要件を満たすこと。			
		同 種 業 務	—			
		同 種 業 務 実 績	—			
	配 置 技 術 者 要 件	測 量 業 務	現場代理人	特 定 資 格	なし(測量業務共通仕様書の定めによる者を配置すること)	
				同種業務履行実績	—	
			主任技術者	特 定 資 格	なし(測量業務共通仕様書の定めによる者を配置すること)	
				同種業務履行実績	—	
			照査技術者	特 定 資 格	なし(測量業務共通仕様書の定めによる者を配置すること)	
				同種業務履行実績	—	
		土 木 関 係 建 設 コンサルタント業務	管理技術者	特 定 資 格	なし(設計業務共通仕様書の定めによる者を配置すること)	
				同種業務履行実績	—	
			照査技術者	特 定 資 格	なし(設計業務共通仕様書の定めによる者を配置すること)	
				同種業務履行実績	—	
		補 償 関 係 コンサルタント業務	主任担当者	特 定 資 格	なし(用地調査等共通仕様書に定める者を配置すること)	
				同種業務履行実績	—	
			照査技術者	特 定 資 格	なし(用地調査等共通仕様書に定める者を配置すること)	
				同種業務履行実績	—	
		そ の 他	配置技術者又は担当技術者は、実施要領に係る技術者状況調査報告に基づき県に登録されている県内常勤技術者でなければならない。			

低価格落札者の条件	低価格落札者の条件		当該業務の入札には成果品重点確認価格(鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱(平成19年7月27日付第200700062528号鳥取県県土整備部長通知。(以下「成果品重点確認実施要綱」という。))第2条第2項に規定する価格をいう。)を設けており、それを下回る価格での落札者は、下欄の低価格配置技術者に変更して配置しなければならない。				
	低価格配置技術者要件	土木関係建設コンサルタント業務	管理技術者	特定資格	技術士(技術部門:「総合技術監理」又は「建設」、選択科目:「河川、砂防及び海岸・海洋」)又はRCCM(専門技術部門:「河川、砂防及び海岸・海洋」)		
				同種業務履行実績	—		
			照査技術者	特定資格	技術士(技術部門:「総合技術監理」又は「建設」、選択科目:「河川、砂防及び海岸・海洋」)又はRCCM(専門技術部門:「河川、砂防及び海岸・海洋」)		
				同種業務履行実績	—		
応募方法	提出場所及び様式の交付場所		公益財団法人鳥取県建設技術センター総務研修課		住所	鳥取県倉吉市福庭町2丁目23番地	
					電話	0858-26-6051	
	入札参加書類		入札参加申込書(様式第1号)のうち、入札参加条件として必要な項目について記載すること。				
	持参書類		入札参加書類(入札参加書類及び提出書類)を持参すること。				
	提出部数		1部				
	応募期間		平成28年3月25日(金)午後1時まで				
入札手続	郵送の可否		郵送可(書留郵便とし、応募期間中に到着したものに限り受付する。)				
	入札方式		紙入札				
	質問提出期限		平成28年3月16日(水)午後4時まで				
	回答期限		平成28年3月18日(金)午後4時まで (なお、回答は鳥取県建設技術センターホームページ http://www.tctcplaza.or.jp/ に掲載する)				
	入札日時		平成28年3月28日(月)午前11時00分から、即時開札				
	入札場所		公益財団法人鳥取県建設技術センター 技術支援ホール(プラザ棟2階)				
	入札保証金		開札日に有効な入札参加資格を有している者に限り免除とする。				
	適用される制度		1 成果品重点確認実施要綱 (1)成果品重点確認実施要綱第2条第6号に規定する低価格落札業務になった場合には、落札予定者は同要綱第8条の規定により、指定された期限内に低価格配置技術者調書を提出すること。落札予定者が同調書を指定された期限内に提出しない場合はその者を失格とする。 (2)鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱等に係る鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱の運用基準(平成20年5月27日付第200800025604号県土整備部長通知)の規定により、落札予定者が低価格配置技術者調書を提出せず、同日に同じ発注機関において2回以上失格となった場合、又は低価格配置技術者調書を意図的に提出せず、失格となった場合は、一か月間の資格停止とするものとする。 (3)成果品重点確認価格の算定は、成果品重点確認実施要綱第4条及び成果品重点確認要綱に基づく成果品重点確認価格の算定について(平成19年7月31日付第200700067553号県土整備部長通知)によるものとする。 2 失格基準価格 本件業務には、鳥取県県土整備部測量等業務低入札価格調査要綱第2条第2項で規定する調査基準価格を失格基準価格として設定しており、これを下回った価格で入札を行った者は失格とする。				
	支払条件		平成28年度				
	業務関係図書の閲覧場所		公益財団法人鳥取県建設技術センター総務研修課及びインターネットの当センターのホームページ http://www.tctcplaza.or.jp/ に掲載する。		住所	鳥取県倉吉市福庭町2丁目23番地	
問い合わせ先	事務手続	公益財団法人鳥取県建設技術センター総務研修課		住所	鳥取県倉吉市福庭町2丁目23番地		
				電話	0858-26-6051		
	事務手続以外	公益財団法人鳥取県建設技術センター建設支援課		住所	鳥取県倉吉市福庭町2丁目23番地		
				電話	0858-26-6089		
備考		1 成果品重点確認実施要領 成果品重点確認価格を下回る低価格落札業務には次に掲げる措置をとるものとする。 (1) 測量等業務の履行体制の確認 低価格落札者が落札した測量等業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、発注機関が共通仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときであっても、必ず発注機関へ報告するよう義務付けること。 (2) 測量等業務計画書の内容の聴取 測量等業務計画書を提出する際に、低価格落札者からその内容について聴取を行うこと。 (3) 検査体制の強化 共通仕様書に規定する検査職員を必ず2名以上置くこと。 2 担当職員 当該業務の調査職員及び検査職員は、中部総合事務所中部県土整備局の職員の中から任命する。 3 入札の開札の結果、落札予定者が調達公告で示した条件を具備しているかの審査を行うため、落札業者の決定は、開札の日から起算して4日(休日を除く)以内に決定する。 4 応募者が1者のみの場合、入札を中止する。					